

第33回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第33回定例会 平成28年12月26日

開会 15時30分 閉会 16時40分

出席委員 会長代理 渡邊登司美
(19名)

1 清水洋	13 山崎正勝
2 上原勉	14 花岡豊一
3 土屋武道	15 白倉令子
5 伊藤義一	16 柳沢家保
6 関直茂	17 依田隆喜
7 竹重文昌	18 戸田幸江
8 依田喜巳男	
10 滝澤辰己	20 渡邊重昭
11 小林和恵	21 田口千秋
12 渡邊幹夫	

欠席委員 会長 小林茂徳 19 長岡政直

議事録署名委員 10 滝澤辰己 11 小林和恵

出席職員 農業委員会事務局
(4名)

局長	金井 泉
次長	織田 秀雄
事務局	滝澤友一郎
事務局	田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による適格者証明について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

議長

皆さんこんにちは。昨年の12月の定例総会の時に、芭蕉の奥の細道の出だしの部分についてお話したことが記憶に残っています。本当に1年があつという間に過ぎてしまったというのが実感です。

それでは第33回定例総会を開会します。今年は何かにつけあわただしい年でした。特に農業団体、農業者が反対したTPPが国会で通ってしまいましたが、アメリカ次期大統領のトランプ氏が1月20日の就任式直後に離脱を提言しています。そういう点では良いのではないかと希望的観測もありますが、私は大変なことを押し付けられるのではないかと危惧しています。

それでは会議に入ります。議事録署名人の指名について、本日は10番の滝沢委員、11番の小林委員にお願いします。

議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。全部で4件ですが、急きょ番号2が取り下げになりました。まず番号1です。申請人は譲受人が〇〇の〇〇さんと譲渡人が〇〇の〇〇さんです。この案件は先月同じお二方で申請が出ています。地図の1ページをご覧ください。場所はくるみ街道を左に入った所です。11月の申請地が手書きで書いてある所で、今月の申請地がこちらで、すぐ近くの所にあります。今回の事由も譲渡人が高齢で県外に移住しているので、〇〇さんに耕作を依頼して話がまとまりました。

続いて番号3です。譲受人が〇〇の〇〇さん、譲渡人が〇〇の〇〇さんです。譲受人は最近Uターンで東御市に戻って来られた方です。地図をご覧ください。譲受人の自宅が申請地のすぐ近くにあり、この一帯を譲受人が耕作しているので、高齢で管理が出来ない譲渡人が、管理を依頼して話がまとまりました。

続いて番号4です。譲受人が〇〇の〇〇さん、譲渡人が〇〇の〇〇さんです。申請地のすぐ南側が譲受人の〇〇さんの畑になっています。面積も〇〇平方メートルとわずかです。この申請地がたまたま譲渡人の名義になっていたので、一体的に耕作してほしいという事で、今回の申請になりました。下限面積も満たしているので、問題はないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。これより担当委員の説明に入ります。まず番号1の案件について16番の柳沢委員より説明をお願いします。

16 柳沢委員

それでは説明します。今回の申請は先月、〇〇さんから〇〇さんに贈与するという申請に漏れがあったので、追加の申請です。場所は前回の場所

からくるみ街道を挟んだ反対側になります。場所柄、クルミを植えると聞いています。家族構成からも問題ないと思われるので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号3の案件について、6番の関委員より説明をお願いします。

6 関委員

お願いします。〇〇さんが高齢のため耕作できず、遊休農地となっていて、周辺土地を所有する〇〇さんに所有畑を譲渡する案件です。地図の3ページをご覧ください。場所は〇〇で、〇〇〇〇に向かう道路の右側です。変則の3差路を上方へ向かうと、〇〇〇〇になります。〇〇さんは定年退職後実家に戻り、家を新築中です。第二の人生を農業にと、並々ならぬ意欲を持っています。申請の畑周辺は全て〇〇さんの所有の土地であり、特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号4の案件について、21番の田口委員より説明をお願いします。

21 田口委員

説明します。地図の4ページをご覧ください。申請場所は、浅間サンラインを東御から小諸方面へ向かい、〇〇の信号を右折し、上信越自動車道のガードをくぐって直ぐ左手の土地です。譲渡人の〇〇さんは自営業です。〇〇平方メートル程の土地を手放したいという希望がありました。譲受人の〇〇さんは専業農家で、両親と3人で〇〇の栽培をしています。今回の申請地は耕作をしている土地と隣接していて、管理し易いので購入することにしました。農業の発展に協力したいという希望もあり、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につ

いてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして議案第2号、農地法第3条の規定による適格者証明について事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。3条の適格者証明の審査です。まず番号1と番号2は、裁判所の競売物件に関する適格者証明についての審議です。番号3については税務署の公売物件です。

まず番号1です。譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請地は2筆です。〇〇の地番〇〇が番号2とかぶっているので、入札による落札者が購入する事になります。譲受人が〇〇という事で遠方ですが、軽トラで約〇〇分で通作できるということと、耕作面積も〇〇〇平方メートルほどあるので、問題はないと判断しました。

番号2の譲受人は〇〇の〇〇さんです。こちらの方も〇〇〇〇平方メートル以上耕作しているので問題はないと判断しました。

番号3については公売物件です。譲受人は〇〇の〇〇さんです。こちらの方も畑を広く耕作していて、こちらの農地を取得して耕作したいとのことなので、なんら問題はないと判断しました。3件とも〇〇のサンライン沿いの、農振農用地の指定のある土地ですので、開発行為などの問題はないと思われれます。2号議案については以上です。

議長

ありがとうございました。これより担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、6番の関委員より説明をお願いします。

6 関委員

お願いします。地図は5ページです。場所はサンラインの〇〇の信号の上、100メートル程の場所と、信号から右へ100メートル程の場所の2ヶ所です。〇〇さんは現在〇〇にお住まいなので、遠路通いで仕事ができるか伺った所、1時間位の距離なら苦にならないし、〇〇にも耕作地があるので問題はないとの事でした。また、農機具等も揃っていて、運搬は友人がトラックで運んでくれて一緒に農作業をしているとの事です。特に大きな支障はないように思われるので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

(渡邊委員挙手)

議長 渡邊委員どうぞ。

1 2 渡邊委員 番号2と同じ地番ですが、同じ土地を二人が取得するという事ですか。もし番号2の譲受人が落札した時には、番号1のもう一つの筆はどうなるのですか。

事務局 今回の競売は1月6日から1月13日までの受付で、入札はこれからの案件です。先月の〇〇さんの案件と、番号1の地番〇〇が重複するので入札になりますし、地番〇〇も入札で高く落札した方が購入する事になります。

1 2 渡邊委員 2筆は一緒に入札するのですか。

事務局 別々です。

(土屋委員挙手)

議長 土屋委員どうぞ。

3 土屋委員 番号1の〇〇さんの申請をどのように受け付けたのか。それと、この委員会で適格者であるか判断をしなくてはならないが、何か基準はありますか。距離的な問題、耕作面積など、全て事務局で判断が済んでいるのか、お聞かせください。

事務局 通作距離や通作時間の規定はありません。ただ、明らかに県外の方という案件であれば、事務局としても考えますが、今回の申請書に書かれた通作時間で耕作できるということと、農地を取得後はこういう計画で耕作して行きたいという申請を鑑み、問題ないと判断しました。

(小林委員挙手)

議長 小林委員どうぞ。

1 1 小林委員 申請地は広域農道のすぐそばであり、良い場所にある農地です。遠くから通ってまで耕作したいというのは、何か外の目的があるのではと疑うのですが。

事務局 今回の2筆については、農地法第4条又は5条の許可の要件が見当たらない土地です。たとえば、集落に接続している農地であれば、農振を除外

して転用行為の可能性もありますが、今回は畑に囲まれている良い農地、農振農用地という指定もあるので、開発行為が進んでくれば別ですが、ここ1～2年で転用ができる土地ではないので、農地として利用すると思ひ、問題ないと判断しました。

(山崎委員挙手)

議長 山崎委員どうぞ。

1 3 山崎委員 申請地の下の方は確か〇〇の水利権の問題がありますが、そのことについても地元に協力できるという事でしょうか。

事務局 もちろんそうです。所有権が移った後は、購入した方が周囲の皆さんと協力して管理をしていくという事でお話をしています。

1 3 山崎委員 わかりました。

(清水委員挙手)

議長 清水委員どうぞ。

1 清水委員 〇〇さんの家族構成を教えてください。

事務局 〇〇さんは奥さんと二人で農業をやりたいとお聞きしています。

議長 番号2の案件の説明がまだされていないので、先に18番の戸田委員より説明をお願いします。

1 8 戸田委員 先ほど説明をしましたので、補足します。〇〇さんは〇〇〇の委員長を歴任しまして、〇〇や〇〇、〇〇の開発や〇〇の開発にも携わっております。合併後の初代の〇〇もされています。申請地の下の田が〇〇さんの田で、大規模農家が借りて作っているようですが、水漏れが酷く、できれば自分が管理したいという事と、親戚の農地だったのでできれば買っておいで、いつか返してあげたいという気持ちのようです。よろしくご審議をお願いします。

議長 番号1と番号2は重複する所があるので、一括で裁決します。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号3の案件について、13番の山崎委員より説明をお願いします。

1 3 山崎委員 お願いします。場所は地図の7ページです。サンライン沿いの下です。去年も適格者証明で〇〇の方に相談された記憶があります。その方は入札から降りたようです。申請地を借りている方は手が付けられず、今は荒れていて困っている状態です。そんな中、〇〇の〇〇さんが申請地を借りて耕作したいと言う事です。機械も所有していますし、〇〇分位で来られる場所ですので、特に問題はないと思います。農地は荒れて、ごみ捨て場になりつつあるので、できれば早く耕作して頂きたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。質疑に入ります。番号3の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

(小林委員挙手)

議長 小林委員どうぞ。

1 1 小林委員 質問ですが、公売とはどういうものですか。

事務局 競売は裁判所の管轄です。公売は税務署の管轄です。

1 1 小林委員 わかりました。

議長 他にご質問はありませんか。ないようですので裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは3号議案について説明します。4条は今月2件で、両方農業用施設の申請になっています。土地も農振農用地の指定になっています。番号1は以前、10月頃に4条の届出があった案件です。その後転用の面積が200㎡を越えてしまったので、今回〇〇〇〇平方メートルの内、〇〇〇平方メートルを任意分割線を引き、そこに農業用倉庫を建てるという申請です。倉庫自体は〇〇平方メートルですが、通路等の必要面積を含めると〇〇平方メートルになり、4条の本申請での許可が必要になります。

続いて番号2です。まず地図の10ページをご覧ください。申請地のすぐそばに申請人の自宅があります。申請地は現在、農地で農業用倉庫もありますが、この一帯を農業用施設のライスセンターと通路と駐車場にするという申請です。申請人は認定農業者の〇〇さんです。この方は幅広く農

業をやっている、〇〇〇〇平方メートルほど耕作をしています。そのため
に農業用施設が必要となり、転用面積は〇〇〇平方メートルと大分広いの
ですが、大型トラックの駐車スペース、トラックの旋回用のスペースを含
めて、農業用施設敷地として転用する申請です。4条については以上です。

議長 ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1
の案件について、8番の依田委員より説明をお願いします。

8 依田委員 説明します。地図の8ページをご覧ください。申請地は〇〇から向かう
と県道丸子北御牧線の〇〇の〇〇入り口から右に入った所です。現在田ん
ぼになっています。その上に〇〇さんの農機具置場がありますが、農機具
が野ざらしになっています。そこでご自分の田んぼを農機具置場にしよう
と、今回の申請になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につ
いて、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようでしたので裁決に入ります。番号1の案件について、賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号2の案件について、8番の依田委員より説明をお願いし
ます。

8 依田委員 説明します。地図の10ページをご覧ください。申請地は急な傾斜にな
っているのです、整地して新たにライスセンターを造るという事です。現在
のライスセンターは亡くなった父親が作ったハウスです。場所も狭く、乾
燥機が1台しか入りません。輸送用のトラックを入れるのにはどうしても
道路を使用しなければならず、苦情も出ていました。そこで、この土地を
整地して、ライスセンターと倉庫を造りたいという申請です。よろしくご
審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につ
いて、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようでしたので裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続いて第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、事務
局より説明をお願いします。

事務局

4号議案について説明します。今月は5条の案件は5件です。まず番号1です。申請事由は〇〇に併設した駐車場敷地の申請です。場所は〇〇〇〇から東に200～300メートルほど入った所です。申請人は譲受人が新規就農者の〇〇さんです。13ページの公図をご覧ください。地番〇〇は宅地です。こちらに〇〇を造り、西側の農地を駐車場にする案件です。農振除外案件です。

続いて番号2です。こちらも農振除外案件です。こちらの申請事由も駐車場敷地です。申請地の西側に〇〇の〇〇〇〇があります。そちらの駐車場が狭いので、こちらの農地を転用して駐車場にするという案件です。都市計画の用途指定はありませんが、3種農地に該当するので問題ないと判断しました。

続いて番号3です。こちらも農振除外案件です。場所は〇〇の東側です。こちらに7棟分の建売住宅を建設するという申請です。こちらも周辺の同意を得ているという事で、なんら問題ないと判断しました。

続いて番号4です。申請事由は駐車場敷地です。公図の19ページをご覧ください。地番〇〇〇〇と地番〇〇〇〇が既存の宅地になっています。ただ、形も不整形ですし面積も少ないので、隣地の申請地を駐車場に転用して、敷地を広げたいという案件です。こちらは都市計画の用途区域内、第1種住居地域に該当するので、3種農地になります。

続いて番号5です。申請事由は太陽光発電敷地、パネル〇〇枚という申請です。こちらも都市計画の用途区域内、工業地域なので3種農地に該当します。定款にも太陽光発電の記載もありますし、特に問題はないと判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。まず番号1の案件について、3番の土屋委員より説明をお願いします。

3土屋委員

説明します。地図の12ページをご覧ください。東御孺恋線が左隅に走っています。右に〇〇〇〇があります。そこから約200～300メートル東に申請地があります。駐車場を造りたいという申請です。〇〇さんは地元に住居を構え、〇〇を作っています。いずれは〇〇〇〇を造りたいという事でしたが、ようやく場所が見つかり、現実的に動き始め意気込んでいます。隣接者の同意も頂いていて、特段問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号2の案件について、14番の花岡委員より説明をお願いします。

14花岡委員

よろしく申し上げます。地図の14ページをご覧ください。〇〇が申請地の左側の少し離れた所にあります。以前〇〇があった土地の西側です。申請人の〇〇〇〇という会社は冠婚葬祭を扱っている会社です。今年の春に〇〇〇〇を建て営業していますが、駐車場が狭いので申請地に駐車場を造りたいということです。若干離れているので従業員の駐車場だと思いません。一昨年この申請地を一時転用で駐車場として借りたことがあったので、今回正式に農振を除外して申請をされました。周りは宅地で、東側が田に隣接していますが、近隣の同意も得ているので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

(土屋委員挙手)

土屋委員どうぞ。

3土屋委員

15ページの公図を見て思ったのですが、地番〇〇が申請地ですが、ここに入るには地番〇〇か地番〇〇を通ると解釈してよろしいですか。そうでなければ道路から直接入れないようですが。

事務局

説明不足でした。地番〇〇の山林も同時に取得して駐車場にすると聞いております。

3土屋委員

わかりました。

議長

他にご質問等ございますか。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号3の案件について、21番の田口委員より説明をお願いします。

21田口委員

それでは説明します。場所は地図の16ページと17ページをご覧ください。16ページの下の方にしなの鉄道と表記されています。その左側に〇〇があります。申請地は〇〇から約250メートル程に位置しています。

申請人の〇〇〇〇は〇〇に本店を置き、不動産の売買、賃貸、建売住宅の建設及び販売、注文住宅の請負、施行等幅広く事業を行なっています。今回東御市で適地を探していた所、駅に近く小学校も近距離で閑静な住宅街と、好条件が揃っている農地があり、地権者との交渉の結果、合意に至り今回の申請になりました。尚、当申請は農振の除外案件です。駅から近距離であり、第3種農地に該当します。漏水対策の排水の工事等も確実に実施する確約もあり、隣接地の同意と地元区長の同意も得ています。また雑排水等は公共下水道への接続、雨水の排水は地下浸透となっています。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号4の案件について、17番の依田委員より説明をお願いします。

17 依田委員

よろしくをお願いします。地図の18ページをご覧ください。国道18号線の〇〇の信号を南に20～30メートル入った所から右に曲ると、50メートル程行った所に〇〇〇〇に入って行く大きな看板があります。そこを右に曲った左側です。譲受人の〇〇さんのお宅は、宅地が狭く駐車場が不足しているので、隣接している〇〇さんの土地を買って駐車場を広げたいという申請です。周囲は宅地になっていて、農業をやるような場所ではないので問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号5の案件について、21番の田口委員より説明をお願いします。

21 田口委員

それでは説明します。地図の20ページ、21ページをご覧ください。場所は、〇〇〇〇を北上すると〇〇の工業団地があります。その一画に位置しています。申請地のすぐ下は〇〇です。譲渡人の〇〇さんは20年ほど耕作できずにいました。後継者も居ず、今後も農業は出来ないという事

で、農機具もすでに処分してしまいました。周囲に迷惑がかかると困って
いました。今回〇〇〇〇から土地を購入したいという事で、今回の申請に
至りました。譲受人は太陽光発電で経営の安定を測りたい、譲渡人は耕作
できないので、それに応じたいという事です。設置に辺り、雨水排水は浸
透式という事になりますが、冠水するようであれば排水構造を検討する
との事です。雑草等が繁茂しないように防水シートを敷きます。また隣接
地の4件のお宅から同意書も出ています。問題ないと思いますので、よろ
しくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につ
いてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件について賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして議案第5号、農用地利用集積計画について、事務局より説明
をお願いします。

担い手担当

よろしくお願いします。12月の農用地利用集積計画について説明をし
ます。5ページから11ページについて説明します。5ページから9ペー
ジは、通常の利用権設定です。新規と再設定合わせて74,484平方メー
トル。内、畑が46,534平方メートル、田が27,950平方メー
トルです。9番の〇〇さんと19番の〇〇さんはそれぞれ20筆以上を使用
貸借で再設定していますが、こちらについては農業者年金の関係で親か
ら息子さんへの貸借になっています。続いて10ページは中間管理事業に
よる利用権設定です。2件9筆で、合計で6,344平方メートルです。
続いて11ページの所有権移転は、2件2筆で合計が2,541平方メー
トルです。12月の件数は全体で24件、88筆です。内訳は、通常の利用
権設定は、新規が8件、再設定が12件、中間管理事業による設定が2
件、所有権移転が2件です。また、先程の11ページの所有権移転に関連
して、前回の総会でご質問がありました、農業開発公社を通して所有権移
転をした場合のメリットについて、開発公社から資料を頂きました。主な
メリットに関してはこちらの資料に書いてある通りです。税金の軽減や登
記経費が無料になるなど記載されています。地元の農業者がこのようなメ
リットのある所有権移転をご希望されましたら、開発公社へご連絡いた
だくようご案内をしてくださいという事です。よろしくお願いします。以上
です。

議長

ありがとうございました。議案第5号、農用地利用集積計画について、

ご意見、ご質問等ありましたら挙手の上、発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。議案第5号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

全体を通してご意見ご質問等ありましたら出してください。

それでは議事を終了します。慎重審議、スムーズな進行にご協力ありがとうございました。

議事録署名人_____

議事録署名人_____